

第9章 方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項に基づく環境保全の見地からの愛知県知事意見とそれに対する見解は、表9-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 9-1(1) 愛知県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

分類	愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
1 全般的事項	(1) 事業計画及び工事計画の詳細が明らかになっていないことから、具体化した計画の内容及びその検討の経緯を準備書に記載すること。	具体化した事業計画及び工事計画の内容並びにその検討の経緯については、準備書に記載しました。 (「第3章 第2節 都市計画対象道路事業の内容」及び「第3章 第3節 その他の都市計画対象道路事業に関する事項」に記載)
	(2) 環境影響評価の各項目の調査地点及び予測地点が具体的に示されていないことから、これらの地点について、今後、具体化される事業計画、工事計画等を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、その設定理由を準備書にわかりやすく記載すること。	調査地点及び予測地点については、具体化した事業計画及び工事計画等を踏まえ、専門家の意見を聴きながら、妥当性を十分に検討した上で適切に設定するとともに、準備書にわかりやすく記載しました。 (「第11章 環境影響評価の結果」に記載)
	(3) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。	事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、必要に応じて、最善の利用可能技術を導入するなど、環境影響の低減について検討する方針です。
	(4) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。	環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定した項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行う方針です。
2 大気質、騒音、振動	対象事業実施区域及びその周辺には、住居や学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設が存在していることから、大気質、騒音及び振動（以下「大気質等」という。）による生活環境への影響が懸念される。 このため、建設機械の稼働及び自動車の走行等による大気質等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。	建設機械の稼働及び自動車の走行等による大気質等への影響について、適切に調査、予測を行い、環境保全措置を検討しました。その結果を踏まえ、環境影響の回避、低減することとしました。 (「第11章 第1節 1.1 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」「第11章 第1節 1.3 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」「第11章 第1節 1.4 建設機械の稼働に係る粉じん等」「第11章 第2節 2.1 建設機械の稼働に係る騒音」「第11章 第2節 2.3 自動車の走行に係る騒音」「第11章 第3節 3.1 建設機械の稼働に係る振動」「第11章 第3節 3.3 自動車の走行に係る振動」に記載)
3 地下水	対象事業実施区域及びその周辺では、地下水が生活用水等に利用されており、湿地も存在している。 このため、地下水や湧水の状況、帯水層構造及び流動方向を考慮した上で、地下水について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。	地下水や湧水の状況、帯水層構造及び流動方向を考慮した上で、地下水について予測及び評価を行い、環境保全措置を検討しました。その結果を踏まえ、環境影響の回避、低減することとしました。 (「第11章 第6節 6.1 掘削工事、トンネル工事の実施及び道路（地下式）の存在に係る地下水の水位」に記載)

表 9-1(2) 愛知県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

分類	愛知県知事意見	都市計画決定権者の見解
4 動物	<p>対象事業実施区域周辺では、チュウヒ等の重要な種が確認されている。</p> <p>このため、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺において、希少な猛禽類の営巣等が確認された場合には、それらに対する影響を適切に把握するための繁殖状況調査を行うこと。</p>	<p>鳥類への影響については、必要に応じて専門家等の指導、助言を得ながら、適切に調査、予測を行った結果、影響はない又は極めて小さいと予測されたため、環境保全措置の検討は行いませんでした。その結果を踏まえ、環境影響は回避、低減されていると評価しました。</p> <p>また、対象事業実施区域及びその周辺において、希少な猛禽類の営巣等が確認されたことから、それらに対する影響を適切に把握するための繁殖状況調査を行いました。</p> <p>(「第11章 第11節 11.1 建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、掘削工事、トンネル工事の実施及び道路(地表式、嵩上式及び地下式)の存在に係る動物」に記載)</p>
5 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	<p>対象事業実施区域には、石巻山多米県立自然公園第3種特別地域の区域が含まれ、主要な眺望点、景観資源及び人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。</p> <p>このため、これらへの影響を適切に把握できる時期を選定した上で、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。</p>	<p>景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査については、四季各季を基本とした適切な時期を選定し、適切に調査、予測を行った結果、影響は極めて小さいと予測されたため、環境保全措置の検討は行いませんでした。その結果を踏まえ、環境影響は回避、低減されていると評価しました。</p> <p>(「第4章 第1節 1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」に記載)</p>
6 その他	<p>計画の熟度や事業の進捗状況に応じて、事業計画、環境配慮等の情報を積極的に発信するとともに、当該事業に関する説明の機会を増やすなど、住民の理解が深められるよう丁寧な説明に努めること。</p>	<p>計画の熟度や事業の進捗状況に応じて、事業計画、環境配慮等の情報を積極的に発信するとともに、複数回の説明の機会を設けて、住民の理解が深められるよう丁寧な説明に努めていく方針です。</p>
	<p>準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</p>	<p>準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めました。</p>